

六本松を中心とした
地域情報誌
毎月25日ぐらいに発行
<編集・発行>
㈱ジャパン・スマイルか
TEL 761-8800
FAX 752-2620



みなさん!! よろしくお願ひします!

中央区六本松2丁目エルショップ前、サンド渡邊ビル201号。洋服や小物のリサイクルとブリザーブドフラワー教室の店「アンジュール」。平成20年4月23日六本松4丁目にオープンしましたが、この5月7日に六本松2丁目へ移転オープン。店主は原紀美子さん、城南区のご出身です。

◎店名の「アンジュール」とは・・・

フランス語で「一日を楽しむ」とか「より良い一日を過ごす」という意味で、いろいろな事を楽しんでいただきたいと思っています。

◎リサイクルショップを始められたのは・・・

自分の意識の中に「新品でなければ・・・!」という思いを持っていた頃、偶然に入ったリサイクルショップの商品がビックリする程きれいな状態でした。その時、他の人が使わないもので自分にとって必要なものがあることに気づき「リサイクル商品大いに歓迎派」となりました。店内には小物でも作家さんの作品から、ブランド品までいろいろ取り揃えています。好み・サイズが合えば“ヤッター!”が味わえます。

◎ブリザーブドフラワー教室は・・・

プレゼントを作りたいという方や一度やってみたいという方の為にお客様の都合で開く教室を始めました。何をどのように作りたいかイメージして来ていただければ、自分が大事にしている小箱や小物類も生かれます。

◎お店を始めて感じることは・・・

店を始める前は一般の会社員でしたが、大きく違うことはたくさんの方と出会えるということです。いろんな方のいろんな知識・見方・考え方、そして人生そのものを聞かせていただきます。学ぶことばかりです。



一料金一

・リサイクル商品・・・・・・・・・・¥525～

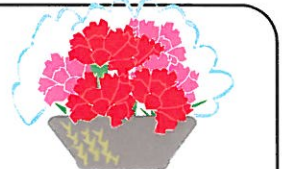
・ブリザーブドフラワー

① 体験教室 (材料込)・・・・・・¥3,500

② プレゼント用など1Dayレッスン (材料込)・¥5,000

③ 月1回レッスン (材料込)・¥5,000

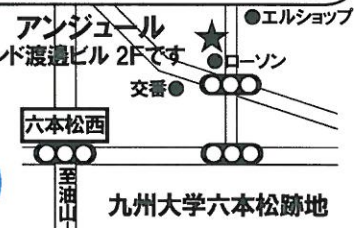
④ 金額指定のご注文もお受けいたします。 ☆一度のぞいてみませんか? ☆



◆アンジュール◆
場 所: 福岡市中央区六本松2-10-24
サンド渡邊ビル201

営業時間: 11:00～18:00
店休日: 日、祝、第1・3月曜日
TEL: 092-733-1517

※詳しくはお問い合わせ下さい。



☆ ★ 6月の催し ☆ ★

日時	催し内容	料金	お問い合わせ	TEL
6/10 (日)	演劇鑑賞会 劇団銀河鉄道めいぐるみミュージカル ☆長靴をはいた猫☆ 1回目 11:00～12:40 2回目 14:30～16:10 ※各回途中休憩 15分	無料	少年科学文化会館	771-8861
		会場: 少年科学文化会館ホール 対象: 一般 定員: 各回764人 ※申込不要、無料。各回開演1時間前からホール入り口にて入場整理券を配布します。		
6/16 (土)	☆科学体験広場☆ ○ベンハムのコマ ○不思議なコップ ○ドライアイスロケット		会場: 1階 学習室 時間: 13:00～16:00 対象: 幼児 (保護者同伴必要)、小・中学生 定員: 各コーナー100名	
		※当日自由参加、無料		
6/10 (日)	【映画会】タンタンの冒険 会場/エネルギーホール ①9:30②12:00③14:30 (上映時間1時間47分) 定員/各回230名 ※各回1時間前に整理券を配ります。 ※9:30からの整理券は9:00に配ります。 ※2D、日本語吹替版	無料	九州エネルギー館	522-2333
6/10 (日)	「おもしろサイエンス」 会場/多目的ホール ①10:00～12:00 ②13:00～16:30 (※16:00受付終了) 工作...ペーパーカエル作り 実験...上昇気流を調べよう 他	無料	九州エネルギー館	522-2333
6/17 (日)	～からくりで動く～ 「イルカウォッチング工作」 会場/多目的ホール 定員/各回30名 ①10:00 ②11:30③14:00④15:30 (各回約60分) ※9:30から午前の部 (①・②)、13:30から午後の部 (③・④) の整理券を配ります (先着順)	無料	九州エネルギー館	522-2333
6/12 (火)～ 6/17 (日)	「きまちな二人展」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10:00～18:00 内容/季節の写真とどんぐりで作った人形を60点あまり展示。	無料	NHKギャラリー	724-7001
6/26 (火)～ 7/1 (日)	「布であそぶ凸凹展」 会場/2階NHKギャラリー 時間/10:00～18:00 内容/着物で作るかけ軸や屏風、木目込人形など100点あまりを展示。	無料	NHKギャラリー	724-7001

分譲賃貸マンション ニューライフ大濠 4F

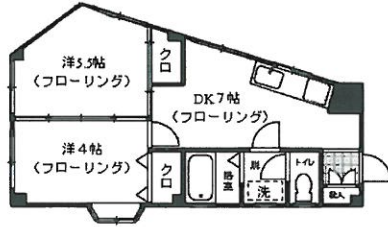
- ◆間取り.....1LDK (40㎡)
- ◆所在地.....中央区大手門3丁目
- ◆賃料.....65,000円
- ◆敷金.....1ヶ月
- ◆礼金.....2ヶ月
- ◆交通.....地下鉄大濠公園駅徒歩5分



**南東角部屋広々40㎡！
大濠公園近く！事務所可！**

賃貸マンション パークサイド六本松 3F

- ◆間取り.....2DK (37.10㎡)
- ◆所在地.....中央区六本松4丁目
- ◆賃料.....55,000円
- ◆敷金.....1ヶ月
- ◆礼金.....2ヶ月
- ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩7分



**3Fワンフロア1戸！
各部屋に窓あります！
簡易事務所相談！**

貸店舗・事務所 ツクダビル 1F

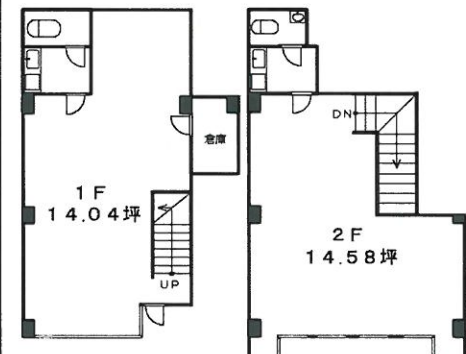
- ◆面積.....14.46坪 (47.80㎡)
- ◆所在地.....中央区六本松2丁目
- ◆賃料.....189,000円
- ◆敷金.....8ヶ月
- ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩1分



**駅近くの1F！
大通り沿いで
目立ちます！**

貸店舗・事務所 SGビル 1・2F

- ◆面積.....28.62坪 (94.58㎡)
- ◆所在地.....中央区六本松3丁目
- ◆賃料.....210,000円
- ◆敷金.....6ヶ月
- ◆交通.....地下鉄六本松駅徒歩5分



上記物件のお問い合わせは 広告有効期限 H24/6月末 媒介

(社)福岡県宅地建物取引業協会 福岡県知事免許(8)8407号

地域密着型不動産業ジャパンでスマイル！

(株) ジャパン・スマイルか

中央区六本松4丁目9-4 TEL (092) 761-8800

Eメール iruka-japan@par.odn.ne.jp ホームページ http://www.iruka-japan.com

～住宅耐震改修工事をした場合の2つの控除～

福岡で起こった西方沖地震で怖い思いをなさった方も読者の中であると思います。耐震工事を行うにあたり本紙では税金を特集していますが、補助金(福岡市では70万円までの補助金、お問い合わせ:企画耐震推進課 ☎092-711-4580)や融資条件(お問い合わせ:住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0570-0560-35)の活用もお勧めします。

住宅耐震改修工事をした場合の税金対策では、住宅耐震特別控除と住宅借入金特別控除の二つの税額控除があります。詳細は後で述べますが、耐震改修特別控除は住宅借入金特別控除のように住宅ローンの残債の必要はありません。ただし、適用期間は平成25年12月31日までとなっています。一方、特定増改築等住宅借入金等特別控除は借入金の残債が必要です。住宅耐震特別控除と住宅借入金特別控除のいずれも適用要件を満たしているときは両方の適用を受けることが出来ます。住宅借入金特別控除は10年にわたって受け続けることが出来ます。

☆住宅耐震改修工事をした場合(住宅耐震改修特別控除)¹

1.概要 平成24年12月31日までに自己が所有する住宅について耐震改修工事をした結果、現行の耐震基準に適合(建築士等から「住宅耐震改修適合証明書」の発行が請けられるもの)する者であること。

工事費(国、自治体からの補助がある場合は、その補助金の額を控除後の額)の10%(最高20万円)が所得税額から控除されます。

2.適用要件 次の(1)～(3)のすべてを満たした工事であること。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された家屋であって自己の居住用に供する家屋であること。
- (2) 耐震改修をした工事が、現行の耐震基準に適合するものであること。申告を行う場合に福岡市や設計事務所が発行する「住宅耐震証明書」²が必要です。
- (3) 住宅耐震特別控除の適用は1年限りです。

☆借入金を利用して住宅耐震改修工事をした場合(特定増改築等住宅借入金等特別控除)

1.概要 居住者が住宅ローン等を利用して、自己が所有している居住用家屋の耐震改修工事を含む増改築工事をし、一定の要件を満たした場合において、その増改築に係る住宅ローン等の年末残高の合計額等を基に計算した金額を居住の用に供した年分以後の隔年分の所得控除するものです。なお、この特別控除と住宅借入金等特別控除の両方について適用を受けることが出来ます。

2.適用要件 次の(1)～(5)のすべてを満たした工事であること。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された家屋であって、自己の居住用に供する家屋であること。
- (2) 自己が所有する家屋について耐震改修工事を平成25年12月31日までにを行い、さらに自己の居住用に供していること。耐震改修をした工事が、現行の耐震基準に適合するものであること。
- (3) 5年以上にわたって分割返済する方法になっている借入債務があること。この場合、金融機関等からの借入であり、勤務先からの借入について1%未満の利子による借入金は、この特別控除の対象とはならない。
- (4) 居住の用に供した年とその前後2年間の合計5年間に居住用財産を譲渡した場合、長期譲渡取得の課税の特例などを受けていないこと。
- (5) 控除期間は借入金の残債があれば10年間適用があります。この場合、借入金残債は耐震工事の為に借入金だけでなく一般の増改築の為に借入金の額を含みます。

¹税額控除について平成18年4月1日から適用。対象になる人は還付を受けられる。

²お問い合わせは…吉田設計株式会社(☎092-711-0550)

賃
貸
物
件
・
売
買
物
件
募
集
中
!!

